

別紙

政令地主の地

御名
御璽

令和五年十二月六日

政令

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

内閣總理大臣 岸田 文雄

政令第三百四十七号
地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令
内閣は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。
地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。